

大和市つる舞の里歴史資料館条例施行規則をここに公布する。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第33号

### 大和市つる舞の里歴史資料館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市つる舞の里歴史資料館条例（平成10年大和市条例第18号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 大和市つる舞の里歴史資料館（以下「資料館」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館は午後4時30分までとする。

2 資料館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（次号において「休日」という。）に当たる日を除く。）
- (2) 休日の翌日（休日、日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長は必要があると認めるときは、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(観覧料の減免)

第3条 条例第5条第2項の規定により観覧料を減免できる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 市が主催する行事等に参加する者が、当該行事等において観覧しようとするとき。
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者が観覧しようとするとき。

(観覧料の還付)

第4条 条例第5条第3項ただし書の規定により還付することができる場合とは、観覧料を納付した者の責めによらない理由により観覧することができない場合とする。

(特別観覧及び資料の貸出し)

第5条 資料館資料（資料館に保管され、又は展示されている資料をいう。）は、教育及び学術文化に関する機関若しくは団体又は学術研究等のためこれを利用しようとする者に対し、特別の関

覧に供し、又は貸出しすることができる。

2 前項の規定による資料の貸出しは、その保管について安全が確保できると市長が認める場合に行うものとする。

(遵守事項)

第6条 利用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 資料館の施設、資料等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 火気を使用しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 係員の指示に従うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上不適当な行為をしないこと。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。